

# 住宅宿泊事業定期報告書

住宅宿泊事業法第14条の規定により、住宅宿泊事業者は偶数月の15日までに、前2か月の定められた事項について、世田谷区に報告する必要があります。

下の表の太枠部分を記入し、下記の方法により、期限までに当報告書を世田谷区にご提出ください。

窓口の場合	世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係の窓口にてご提出ください。
FAXの場合	FAX番号「03-5432-3054」宛にご送付ください。
郵送の場合	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係宛にご送付ください。

<b>事業者名</b>						
<b>届出番号</b>	第M13					号
<b>報告対象期間</b>	20		年		月～	
<b>宿泊日数</b>	日					
<b>宿泊者数</b>	人					
<b>延べ人数</b>	人					
<b>国籍</b>	日本		人	韓国		人
	台湾		人	香港		人
	中国		人	タイ		人
	シンガポール		人	マレーシア		人
	インドネシア		人	フィリピン		人
	ベトナム		人	インド		人
	英国		人	ドイツ		人
	フランス		人	イタリア		人
	スペイン		人	ロシア		人
	米国		人	カナダ		人
	オーストラリア		人	その他		人
<b>宿泊日</b> 宿泊させた日にちを記入してください。 (例)4/5、4/5、4/10						
<b>注意事項</b>	・偶数月の15日までに、前2か月分の報告が必要です。(例:6月1日～7月31日の報告を8月15日までに行う。) ・宿泊させた日数が0日の場合でも、その旨の報告が必要です。(0人、日での報告) ・過去の報告で訂正がある場合や、その他定期報告についてご不明点がございましたら、世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係までお問い合わせください。Tel:03-5432-2904(直通)					